

加齢性難聴への補聴器購入のための国の助成を求める意見書（案）

超高齢社会を迎えている現在の我が国では、加齢性難聴者が年々増加している現状にある。一般社団法人日本補聴器工業会の調べによれば、日本の人口に対する難聴者の比率は11.3%で、世界で3番目に多いと報告されている。一方、補聴器の普及率は、日本の難聴者人口の14.4%となっており、イギリス47.6%、ドイツ36.9%、フランス34.1%、アメリカ30.2%に比べ、非常に低い水準となっている。

その背景としては、補聴器の価格が片耳3万円から20万円と高く、保険適用もなく諸外国と比べ、国の補助体制が極めて不十分であること、難聴治療に対しての啓蒙が適切に行われてこなかったことなどが指摘されている。

また、日本では、聴力に障害があり、身体障害者障害程度等級2級から6級に該当する場合は、補聴器が「補装具費支給制度」の対象とされるが、軽度・中等度難聴者については、「補装具費支給制度」の対象となっていないなど、欧米では確立されている公的補助制度が日本ではいまだに確立されていない。

それに加え、高齢者の多くは年金生活者であり、高額な補聴器を購入することは家計に与える負担が大きく、簡単には所有ができない。また、高齢者にとっては、災害などの非常時の対応が遅れ、命に関わってくる。平成29年7月開催の国際アルツハイマー病会議でランセット国際委員会は、難聴を認知症の危険因子の一つに挙げ、令和2年には「予防可能な40%の12の要因の中で難聴はもっとも大きな危険因子」と指摘している。

難聴のためにコミュニケーションがうまくいかなくなると、人との会話をつい避けるようになってしまい、抑鬱状態に陥ったり、社会参加や再雇用などの大きな障害となり社会的に孤立してしまうなどの危険もあるとされている。

高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができれば、認知症の予防、健康寿命の延伸、ひいては医療費の抑制にもつながる。

以上の状況を鑑み、国は高齢者が経済的理由によって補聴器の購入に困難を強いられ、日常や社会的活動が制約されることがないように、当該補聴器の購入に対して公的助成を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月21日

静岡県島田市議会

衆議院議長	総務大臣	} 様
参議院議長	財務大臣	
内閣総理大臣	厚生労働大臣	
内閣官房長官		